

5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて

池田高等学校

保護者 様 生徒の皆さん

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されることが決定いたしました。それに伴い、これまでの学校生活における新型コロナに関する取扱いを以下のように変更いたしますので、ご理解のほどよろしく願います。

(1) 健康状態の把握

- ・これまでの健康チェックカードにかえて「健康セルフチェックシート」を配付します。
- ・健康セルフチェックシート項目にそって、ご家庭で健康状態の確認、把握をお願いします。

(2) 登校の判断

①生徒本人が陽性となった

- ・「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を期間とする出席停止となります。
- ・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまではマスクの着用をお願いします。

②同居の家族が陽性となった

- ・上記(1)の健康状態の把握を確実にお願いします。
- ・普段と異なる症状があれば下記③に従って下さい。特段の症状がなければ登校しても構いません。

注意) 登校した後、在校時に自己の健康状態の変化がある場合には速やかに申し出て下さい。

③生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある

無理をせず、自宅で療養したり通院したりする対応をお願いします。

- ・通院し、陽性が判明した場合は、発症日にさかのぼり、上記①の対応となります。
- ・陽性判明以外の理由で登校しない場合は、原則欠席扱いとします。

④感染が不安で登校を控えたい

季節性インフルエンザと同様に位置づけられたため、欠席とみなされない場合は次の要件を満たすなど、合理的な理由があると学校が認める場合に限定されます。

- ・本人や同居する家族に基礎疾患がある。
- ・居住地域や学校所在地域の感染者が急激に増えている。

登校の判断に悩まれる場合には、遠慮なく学校にご相談ください。

ご家庭や学校生活における様々な感染拡大予防対策に対するご理解、ご協力により、コロナ禍の学校教育活動も新たな局面を迎えようとしています。一方、5類移行後も感染力が低下するわけではありません。学校では基本的な感染症対策(家庭との連携による健康状態の把握・換気・手指衛生)を確実に講じながら、充実した高校生活、進路希望の実現にむけ支援してまいります。今後もご理解、ご支援を賜りますよう、よろしく願います。

令和5年 5月1日
池田高等学校長